⑾　防災関係資料の整備

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するため、関係機関はそれぞれの業務に関する防災計画等を有していなければならない。また、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関においては、あらかじめ定められたそれぞれの場所に原子力災害対策のために必要とされる資料として組織体制に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料を常備しておく必要がある。オフサイトセンターには関係機関と共有すべき資料を常備しておく必要がある。いずれの資料も、常に最新のものに更新しておくことが不可欠であり、そのための仕組みを構築しておく必要がある。

⑿　防災業務関係者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、その防災業務に関わる者（以下「防災業務関係者」という。）が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」の維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

①　教育

防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等においては現場の職員すべてに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することが有効である。

②　訓練

訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である。また、防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得るよう整備することが重要である。

訓練に当たっては、防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、ＰＡＺ及びＵＰＺ内の住民等も含めた関係者間の連携を確認するための総合的な防災訓練を行うことが必要である。また、複合災害や過酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である。さらに、訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。

なお、訓練の実施に当たっては、原子力災害と一般災害との共通性を踏まえ、一般の防災対策との連携を図ることにも留意すべきである。

緊急事態応急対策

第３　緊急事態応急対策の基本的な考え方

⑴　原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。その際、次のとおり観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行うことが重要である。

⑵　異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、次のような手順で、原子力事業者、国、地方公共団体等が異常事態の状況を把握し、必要に応じた緊急事態応急対策を講じなければならない。

手順１　原子力事業者が原子力施設の状況に関する情報収集並びに敷地境界線等及び施設近傍における環境放射線モニタリングを実施

手順２　原子力事業者が、異常事態について、国、地方公共団体等へ報告

手順３　原子力事業者からの報告に基づき、国、地方公共団体等が、環境放射線モニタリングを実施

手順４　国、地方公共団体等が、住民等へ情報を提供するとともに、原子力施設の状況及び環境放射線モニタリング結果に基づき次の緊急事態応急対策を実施

・屋内退避
・避難
・安定ヨウ素剤の服用
・飲食物の出荷・摂取制限

なお、手順１においては、原子力事業者は、放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた情報は速やかに通報すべきである。

また、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

⑶　緊急時モニタリングの実施

原災法に基づき、原子力事業者から特定事象（原災法第十条第一項の規定に基づき原子力事業者に対して通報を義務づけられる事象をいう。以下同じ。）の通報があった段階で、国及び地方公共団体等は、緊急時モニタリングを開始する。その際、原子力規制委員会は、自らモニタリングを実施するとともに各分野のモニタリングの結果等を総括して管理する。

なお、緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、従来の「環境放射線モニタリング指針」（平成二十年に原子力安全委員会策定）等を参考にしつつ、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載することとする。

⑷　緊急時における住民等への情報提供

緊急時には、国、地方公共団体等は、住民等に正確な情報提供を迅速に、かつ、分かりやすい内容で行わなければならない。また、住民等に対する情報は、下記の項目に津いて定期的に繰り返し伝達すべきである。

・異常事態が生じた施設名及び発生時刻
・空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
・各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬のないようにするとともに、担当者は広報技術を習得した者が対応すべきである。

⑸　防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、次の防護措置を実施しなければならない。

①　屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸引防止や中性子線及びガンマ線の遮へいすることにより被ばくの低減を図るものである。

屋内退避においては、建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、この点、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いものがコンクリート建家である。ただし、屋内退避が長期にわたる場合又は見込まれる場合には、屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また一方で日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する必要がある。

なお、具体的な地域防災計画の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討しておく必要がある。

②　避難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき措置である。放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。